

○みなかみ町骨髄移植ドナー助成事業実施要綱

平成28年11月30日

告示第115号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が行う骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業（移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）第2条第5項に規定する事業）において骨髄・末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供を行った者に対し助成金を交付することに関し、みなかみ町補助金等に関する規則（平成17年規則第28号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付)

第2条 町長は、毎会計年度予算の範囲内において助成金を交付するものとする。

(対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、骨髄等の提供を行った者又は最終同意後に骨髄等の提供が中止になった者で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 骨髄等の提供を行った日（以下「骨髄等提供日」という。）に町内に住所を有している者又は最終同意後に骨髄等の提供が中止になった場合は、最終同意をした日（骨髄等提供最終同意日）において、町内に住所を有している者であること。
- (2) ドナー休暇制度を設けている企業、団体等に属していない者であること。
- (3) 他の自治体等が実施するこの要綱と同様の趣旨の助成金等を受けていない者であること。
- (4) 町税の滞納がない者であること。

(助成金の額)

第4条 第2条に定める助成金の額は、次に掲げる骨髄等の提供に係る通院、入院又は面談（骨髄等の採取のための手術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のためのものを除く。）の日数に2万円を乗じて得た額とし、1回の骨髄等の提供につき14万円を限度とする。

- (1) 健康診断のための通院
- (2) 自己血貯血又はG-CSF注射のための通院又は入院
- (3) 骨髄等の採取のための入院
- (4) 前3号に掲げるもののほか、骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院、入院又は面談

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、骨髄等提供日から90日以内に、又は最終同意後に骨髄等の提供が中止になった場合は骨髄等提供最終同意日から180日以内にみなかみ町骨髄ドナー助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）

に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、町長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供を行ったことを証する書類
- (2) 骨髄等の提供に係る通院等をしたこと及び当該通院等をした日を証する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類  
(交付の決定等)

第6条 町長は、前条の規定により申請があったときは、速やかにその内容の審査を行い、助成金の交付を決定したときは、みなかみ町骨髄ドナー助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、審査の結果、助成金を交付することが不適切と認めたときは、みなかみ町骨髄ドナー助成金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。  
(助成金の返還)

第7条 町長は、申請者が虚偽その他不正の行為により助成金の交付を受けたと認めるときは、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月26日告示第35号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に存する改正前の様式の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和4年3月31日告示第61号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号（第5条関係）

みなかみ町骨髄ドナー助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

みなかみ町長 様

申請者 住 所 〒

氏 名 印

電話番号

みなかみ町骨髄ドナー助成事業実施要綱第5条の規定により、次のとおり申請（請求）します。

1 申請内容

フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏 名			
骨髄等の提供を行った日の住所	〒		
申請金額	円		
骨髄等の提供に係る通院又は医師等との面談をした日	年 月 日	年 月 日	
骨髄等の提供に係る入院をした期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）		

2 請求内容（次の口座に振込みを依頼します。）

振込口座	金融機関名	銀行・信用金庫	本店・支店
		信用組合・農協	出張所
	フリガナ	預金種目	普通 当座
	口座名義人	口座番号	

※提供者本人以外の口座には振込できません。

3 確認事項

私は、他の自治体等が実施する骨髄等の提供に係る助成金等の交付を受けていません。

私は、ドナー休暇制度を設けている企業・団体等に所属していません。

※ドナー休暇制度について、所属する企業・団体等へ確認する場合があります。

私は、審査に必要な情報（住民基本台帳、通院等の状況等）の提供、確認及び調査に同意します。

署名 \_\_\_\_\_

4 添付書類

(1) 公益財団法人日本骨髄バンクが発行する骨髄等の提供を行ったことを証する書類

(2) 骨髄等の提供に係る通院等をしたこと及び当該通院等をした日を証する書類

(3) その他（ ）

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

住 所  
申請者  
氏 名 様

みなかみ町長

みなかみ町骨髄ドナー助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった骨髄ドナー助成金については、次の  
とおり交付することに決定しましたので、みなかみ町骨髄ドナー助成事業実施要綱  
第6条第1項の規定により通知します。

	※申請番号	
申 請 者 名		
交 付 決 定 額	円	

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

住 所  
申請者  
氏 名 様

みなかみ町長 印

みなかみ町骨髄ドナー助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった骨髄ドナー助成金については、下記の理由により交付できませんので、みなかみ町骨髄ドナー助成事業実施要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

（理 由）

様式第1号（第5条関係）

（平31告示35・一部改正）

様式第2号（第6条関係）

（平31告示35・令4告示61・一部改正）

様式第3号（第6条関係）

（平31告示35・一部改正）